

令和 8 年度 上牧町一般廃棄物処理実施計画

1 総則

1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、上牧町の一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

2) 計画対象区域

上牧町全域

3) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 一般廃棄物の発生量の見込み

ごみの種類と年間計画量

ごみの種類			年間計画量（t）
排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	2,704
		不燃ごみ	236
		粗大ごみ	100
		資源ごみ	387
	事業系ごみ	可燃ごみ	2,323
		不燃ごみ	-
		粗大ごみ	-
		資源ごみ	-
集団回収			608
合計			6,358


3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ごみ排出抑制の方策とその内容

方策		内容
排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進	「ごみゼロ生活」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみとなるものを家庭に持ち込ませない ・調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす
	事業者の自主的取組の促進（排出抑制・減量化）	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める ・中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る
	各種リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる ・生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する
	廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する
	廃棄物の再生利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別を徹底する
ごみ処理サービスの向上と共助の仕組みの構築	新ごみ処理施設整備に伴う新収集・運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・新収集・運搬体制を構築する
	住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会を踏まえ、「ふれあい収集」の充実に努める
	事業系ごみの適正排出体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの分別排出を徹底する ・事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う ・環境負荷の少ない収集車両を導入する
ごみ処理の広域化と計画的な施設整備の推進	循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理広域化を推進する ・循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する
	最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する
	広域最終処分場の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ・広域最終処分場を安定的に確保する ・最終処分場の確保を検討する
安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理責務の明確化 ・ごみに関する啓発活動の充実 ・適正処理困難物への対応強化 ・在宅医療廃棄物の適正処理 ・不法投棄防止の推進 ・災害廃棄物対策 	

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

ごみの分別区分・排出方法・収集回収・収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ (燃えるごみ)	生ごみ、草類、布類、皮・ゴム、紙くず・木くず	指定袋に入れる	週2回 ステーション
	不燃ごみ (燃えないごみ)	金属類、陶磁器類、ガラス類、電化製品(家電4品目とパソコンを除く)	指定袋に入れる	2週1回 ステーション
	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ	透明または半透明の袋	2週1回 ステーション
	粗大ごみ	町指定のごみ袋に入らない大型ごみ	粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込 (月1回まで) 戸別
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、酒類ペットボトル	水で洗い資源ごみステーションに出す	2週1回 資源ごみステーション
	カン類	スチール缶、アルミ缶	水で洗い資源ごみステーションに出す	2週1回 資源ごみステーション
	ビン類(白・茶・その他)	飲料ビン、調味料ビン、薬ビン、化粧品ビン	水で洗い資源ごみステーションに出す	2週1回 資源ごみステーション
	プラスチック製容器包装	 のある汚れていないもの	市販の透明または半透明の袋に入れる	週1回 ステーション
拠点回収	有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計、水銀式血圧計(LED照明、白熱電球は燃えないごみ)	袋や箱から出してから回収ボックスに入れる	—
	廃食用油	植物油	軽くこしてから空の容器に入れ回収ボックスに入れる	—
	小型家電	携帯電話・PHS、電話機、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ、時計、ゲーム機 等であって、回収ボックスの投入口(20cm×35cm)に入る大きさのもの	電池を抜いて袋や箱から出してから回収ボックスに入れる	—

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
集団回収	古紙類	古新聞、古雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック	—	—
	古布類	古布、古着	—	—

収集できないごみ

区分	ごみの種類
処理困難物	オートバイ、タイヤ・ホイールその他車両部品、ピアノ等
建設廃材	土砂、コンクリート、ブロック、その他建築廃材等
危険物	薬品・農薬・廃油（食用油を除く）・灯油等
医療系廃棄物	注射器・注射針等
法律による指定品目	パソコンリサイクル対象機器（デスクトップパソコン（本体）、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ）
	家電リサイクル対象機器（エアコン・テレビ（ブラウン管式、薄型式）、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫及び冷凍庫）

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

計画とその内容

計画	項目	内容
収集・運搬計画	収集区域の範囲	上牧町全域
	収集・運搬に関する目標	新ごみ処理施設稼働後も、本町域内における排出方法、収集回数、収集体制等については、本町の所掌事務であることから、効率的で安定した収集・運搬体制を今後も継続していく。
中間処理計画	中間処理に関する目標	<p>奈良県では県内のごみ処理施設の約 7 割が人口規模 5 万人未満を対象とした施設となっており、可燃ごみ処理施設のほとんどが小規模施設で、かつ老朽化が進んでいる。</p> <p>県では、このような各市町村のごみ処理の現状や課題等の情報を踏まえ、ごみの共同処理の効果・必要性の認識を共有し、ごみ処理の広域化を推進（奈良モデル・プロジェクト）している。</p> <p>本町では、広域組合に参加し、ごみ処理が滞ることのないよう、ごみ中継施設の整備、管理を行う。</p>
	中間処理の方法	<p>○焼却処理</p> <p>燃えるごみは、令和 7 年度より山辺・県北西部広域環境衛生組合において広域処理を行う。</p> <p>○廃食用油の再資源化</p> <p>役場内回収ボックスにて廃食用油の回収を行っており、回収した廃食用油は航空燃料などに利用している。</p>
最終処分計画	最終処分の目標	ごみの減量化・資源化を行い、中間処理により減容化した上で、埋立せざるを得ない残渣物については最終処分を行う。最終処分場は循環型システム構築の基盤となるものであるが、全国的に埋立地が逼迫した状況にあることから、埋立物の削減を図るとともに、将来に向けたごみの処理・処分体制を整える。
	最終処分の方法	最終処分量の削減に努める一方で、最終処分が必要となる廃棄物の対応として、最終処分場の安定確保が必要である。本町では、広域組合、構成市町村とともに国

	や奈良県に対して大阪湾フェニックスセンター等の広域的な最終処分場の安定確保を要望していく。
--	---

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設の概要

○中継施設

項目	内容	
名称	可燃ごみ中継施設	不燃ごみ等中継施設
処理対象	可燃物、プラスチック製容器包装	不燃物、有害ごみ、資源物（ペットボトル、カン・ビン、古紙類）
処理方式	積替え	積替え
稼働開始年月	平成 28（2016）年 11 月	令和 4（2022）年 5 月

ごみ処理の概要

ごみの種類	処理の方法
可燃ごみ	可燃ごみ中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入
不燃ごみ	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入
スプレー缶・カセットボンベ	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入
粗大ごみ	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入
ペットボトル	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入、容リ協に搬入
カン類	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入、資源回収業者に搬入
ビン類	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入、容リ協に搬入
プラスチック製容器包装	可燃ごみ中継施設にて積替え後、広域処理施設へ搬入、容リ協に搬入
有害ごみ	不燃ごみ等中継施設にて積替え後、民間処理業者に搬入
廃食用油	役所等での拠点回収後、資源回収業者に搬入
小型家電	役所等での拠点回収後、資源回収業者に搬入

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

計画とその内容

項目	内容
町民及び事業者の協力	町民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となり、今後、三者の協力体制を確立するため、三者の役割を周知する。
特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い	PCB を含む家電製品や感染性一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、町では処理を行わない。また、処理困難物については購入店や施工業者等に引き取ってもらうよう啓発する。